



発行 東京都

目次

70

規則

- 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事制度企画課）…一
- 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）…三
- 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…三

規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七七号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七

年東京都規則第四号）第二条又は第七条の規定により定められた」を「会計年度任用職員が所定の」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の四項を加える。

（第一種報酬の特例）

2 第六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬として支給する。この場合において、同項中「及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」とあるのは、「給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

- 一 福祉保健局又は病院経営本部に所属する医師、看護師（准看護師を含む。）その他の職員（任命権者が指定する者に限る。）が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額又は一勤務 三千元
- 二 職員（前号及び次号から第五号までに規定する者、東京都教育委員会職員並びに学校職員を除く。）が、新型コロナウイルス感染症から都民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって任命権者が指定するものに従事したとき。 日額又は一勤務 二千元

三 職員であって、警視庁職員であるものが、新型コロナウイルス感染症の感染者若しくはその疑いがある者（以下この項において「感染者等」という。）に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に従事したとき。 日額 三千元

四 職員であって、警視庁職員であるものが、感染者等に対して行う業務（任命権者が指定するものに限る。）に従事したとき又は新型コロナウイルス感染症の病原体

その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき（前号に規定する場合を除く。）。 日額 二千元

五 職員であつて、東京消防庁職員であるものが、新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（任命権者が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額 二千元

3 前項の報酬の支給日については、第六条第一項の給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬の例による。

4 附則第二項の報酬が支給される場合における第二十一条の規定の適用については、同条第一項第一号中「給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」とあるのは、「給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」とする。

5 前三項の規定は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第六十二号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）附則第四項に規定する規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に附則第二項の規定により支給することとなつた報酬で失効する日以後に支給するもの及び附則第三項の支給日が属する支給期間に係る期末手当については、前三項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）附則第二項及び附則第三項の規定は令和二年一月二十四日から、改正後の規則第十九条第三項及び附則第四項の規定は令和二年四月一日から適用する。

3 令和二年一月二十四日から同年三月三十一日までの間に限り、改正後の規則第三条第二項中「非常勤職員（条例第一条に規定する非常勤職員をいう。以下「職員」という。）」とあるのは、「非常勤職員（非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第七号）による改正前の非常勤職員の

報酬及び費用弁償に関する条例第一条に規定する非常勤職員をいう。以下「職員」という。）」と読み替えるものとする。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和二年六月十七日
東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百八号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）の一部を次のように改正する。
附則に次の二項を加える。

5 条例第十一条第一項に規定する職員のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に係る業務に従事したものに對する同条第二項の規定により規則で定める額は、別表9の部(2)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 新型コロナウイルス感染症の感染者若しくはその疑いがある者（以下この項において「感染者等」という。）に接触して行う業務又は感染者等の直近において一定時間にわたり行う業務その他これに準ずるもの（警視総監が指定するものに限る。）に従事した職員 従事した日一日につき三千円

二 感染者等に対して行う業務（警視総監が指定するものに限る。）に従事した職員又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの（警視総監が指定するものに限る。）に接触する業務に従事した職員（前号に規定する職員を除く。） 従事した日一日につき二千元

6 前項の規定は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第六十二号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）附則第四項に規定する規則で定める日（以下「失

効する日」という。)限り、その効力を失う。ただし、前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった爆発物等処理手当て、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則附則第五項の規定は、令和二年一月二十四日から適用する。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九号

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十八年東京都規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(動物取扱責任者研修)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十六条第一項に規定する動物取扱責任者研修は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下「法律施行規則」という。)第十条第一項及び第三項に定めるもののほか、知事が別に定めるところにより実施するものとする。

第八条中「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下「法律施行規則」という。)」を「法律施行規則」に改める。

別記第一号様式(表中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

別記第十三号様式(表中「犬の収容及び立入検査又は調査を行う者で」を「動物の愛護及び管理に関する事務を行う者で、「ひ」「、第22条」を「、法第37条の3第1項の規定による事務並びに第22条」に改め、「、法第24条」を削り、「監視及び指導」を「事務」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第一号様式及び第十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都消防職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十号

東京都消防職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都消防職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十条第一項」を「第二十条」に改める。
附則に次の二項を加える。

5 条例第三条第一項に規定する職員のうち、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下この項において同じ。)に係る業務に従事したものに對する同条第二項の規定により東京都規則で定める額は、別表1の部(2)の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接触して行う消防活動に従事した職員 従事した日一日につき三千円
- 二 前号の消防活動に関連する業務として消防総監が指定するものに従事した職員又は新型コロナウイルス感染症の病原体その他これに準ずるもの(消防総監が指定するものに限る。)に接触する業務に従事した職員(前号に規定する職員を除く。)

従事した日一日につき二千円

6 前項の規定は、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(令和二年東京都条例第六十二号)による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)附則第四項に規定する規則で定める日(以下「失効する日」という。)限り、その効力を失う。ただし、前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった出勤手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則附則第五項の規定は、令和二年一月二十二日から適用する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

